

# 米沢市上下水道部の インボイス制度への 対応について

令和5年10月1日から「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」が開始されます。

米沢市上下水道部の各事業におけるインボイス登録番号は次のとおりです。

(水道事業)  
米沢市水道事業及び簡易水道事業  
T8800020003002

(下水道事業)  
米沢市下水道事業 T9800020003001



## 水道・下水道をご利用の皆様へ

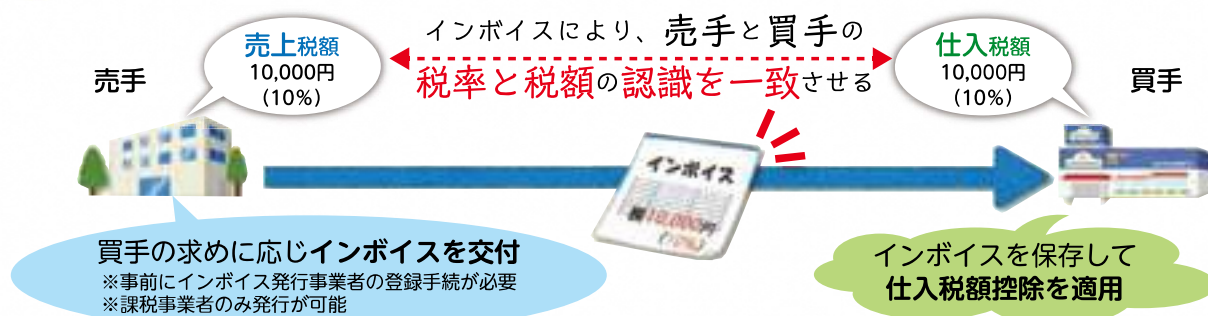
10月検針分から左記のとおり検針のお知らせを一部変更します（事業所登録番号と適用税率を追記することでインボイスとします）。

※登録番号について、媒介者交付特例を適用し、水道事業の登録番号のみ記載しています。

個人・法人問わず、同じインボイス対応の様式で発行しますので、仕入税額控除の保存資料としてお使いください。

なお、インボイス導入による請求額の計算方法に変更はありません。

## インボイス制度の概要



(制度の詳細や申請手続については、国税庁のホームページをご覧ください。)

## 米沢市上下水道部へ請求書を 提出される皆様へ

消費税課税事業者で適格請求書発行事業者になっている場合は、インボイス対応の様式で提出してください。

記載内容についてのお問い合わせ先はこちら

米沢市上下水道部 業務課 水道課 下水道課  
料金窓口・水道センター ☎ 0238-22-4511